

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	災害税制の概要と主な論点
著者 / 所属	小野 真穂 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	470号
刊行日	2024-11-1
頁	179-197
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20241101.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20241101.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 災害税制の概要と主な論点

小野 真穂

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 災害税制の沿革
3. 現行の災害税制
4. 災害税制に関する主な論点
5. おわりに

## 1. はじめに

令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し<sup>1</sup>、石川県、富山県及び新潟県を中心に、死者・行方不明者404人、重軽傷者1,336人の人的被害、全壊6,421棟を含む133,037棟の住家被害等が生じた<sup>2</sup>。ライフラインや交通インフラの被害も大きく、今もなお住民生活や経済活動に支障が生じている。税制においては、申告期限等の延長や、特例法の制定などで被災者の負担軽減を図る対応が取られた。

我が国は地震や台風を始めとする災害大国であり、被災者の支援のためにこれまで様々な税制上の特例措置が設けられてきた。本稿においては、我が国における災害に関する税制措置の沿革及び内容を概観した上で、主要な論点について検討する。

## 2. 災害税制の沿革

### (1) 災害減免法及び雑損控除の創設<sup>3</sup>

明治期以降、災害の被災者に対する租税の減免は地租が中心であった。明治17年に制定

<sup>1</sup> 気象庁は、令和6年1月1日16時10分頃の最大震度7の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

<sup>2</sup> 令和6年能登半島地震非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（令和6年10月1日）」

<sup>3</sup> この項目の記述は、国税庁ウェブサイト「災害からの復興と税」を参考にした<<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/tokubetsu/h25shiryokan/00.htm>>（令6.10.11最終アクセス。以下、本稿において同じ。）。

された地租条例（明治17年太政官布告第7号）に基づき、災害で農地などが荒地となった場合に免租が行われたほか、個々の税法だけでは対処できない大規模な災害の場合には、その都度帝国議会において特別処分法<sup>4</sup>を定め、減免などの特別処分がなされていた。

大正12年9月1日に発災した関東大震災は、関東の広い範囲で震度6を観測し、死者・行方不明者約10万5,000人、住宅被害総計37万棟にも上る甚大な被害をもたらした<sup>5</sup>。緊急勅令（震災被害者ニ対スル租税ノ減免等ニ関スル件（大正12年勅令第410号））<sup>6</sup>により、震災被害者の同年分の第三種所得税（個人の所得に対する課税）及び営業税が被害状況に応じて減免され、震災地の同年度に納付すべき地租・所得税・営業税・相続税は、被害の有無に関わらずの徴収が猶予された。関東大震災は、工業化や都市化が進む大都市を襲った初めての災害で、それまで地租が中心だった租税減免などの特別措置が所得税・営業税などほかの税目に拡大していく契機となった。しかし、その後も依然として、大火災や震災などの災害による特別処分は、個別の法律により行われていた。

昭和14年3月に災害被害者ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予ニ関スル法律（昭和14年法律第39号。以下「災害減免法（旧法）」という。）が制定され、災害の都度必要であった特別処分法や緊急勅令の制定を待たずに、政府の命令（勅令）により対象地域や租税減免の範囲を指定できるようになった<sup>7</sup>。災害減免法（旧法）は、昭和22年12月に災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下「災害減免法」という。）に全部改正された。同法には、所得税、相続税及び酒税等について、災害による租税の減免や徴収猶予、減免額の計算、申告の特例などが具体的に規定され、被災者へのより迅速な対応が可能となった。現行の災害減免法は、全文9条で、合計所得金額が1,000万円以下の納税者に係る所得税の減免のほか、相続税、贈与税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び自動車重量税の減免及び徴収猶予について規定している。

災害減免法と並び、災害時の被災者支援の中心となるのが、所得税の雑損控除である。雑損控除は、災害などによって損害を受けた損失額を総所得金額から控除し、所得税負担の軽減を図るもので、シャープ勧告<sup>8</sup>に基づきアメリカの災害損失控除制度をモデルとして、昭和25年に創設された。その後、何度かの改正を経て昭和40年度税制改正において、現行の雑損控除制度が確立した。なお、被災者は、災害減免法と雑損控除のうちどちらか有利

<sup>4</sup> 租税減免に係る特別処分法が最初に制定されたのは、明治24年10月に発生した濃尾地震に対する震災地方租税特別処分法（明治25年法律第1号）である。以後、明治27年10月の庄内地震、明治29年8月の陸羽地震、同年以降の各地の洪水などに対して特別処分法が制定され、地租を中心に租税が減免された。

<sup>5</sup> 内閣府ウェブサイト「関東大震災100年」特設ページ〈<https://www.bousai.go.jp/kantou100/>〉

<sup>6</sup> 緊急勅令とは、緊急の必要があり、帝国議会が閉会している場合に、法律に代わって発せられる勅令で、次の帝国議会において議会の承諾を得る必要がある。議会が承諾しない場合は効力を失う（大日本帝国憲法第8条）。

<sup>7</sup> 全文5条。震災その他被害が甚大な災害があった場合、特に必要と認められるときは、被害者の納付すべき国税等について勅令の定めるところによってこれを軽減又は免除することができるとされていた。

<sup>8</sup> 第二次世界大戦後、我が国における長期的かつ安定的な税制と税務行政の確立を図るため、連合国軍最高司令官の要請で、昭和24年にカール・シャープ博士を中心とする使節団が来日した。同使節団は、約3か月半にわたり調査、検討を行い「シャープ使節団日本税制報告書」（シャープ勧告）をとりまとめた。直接税を中心とする恒久的・安定的な税体系を目指すシャープ勧告の基本原則は、昭和25年の税制改正に反映されたが、戦後復興期の社会経済の実情にそぐわないこともあり、昭和28年以降、シャープ税制は修正が行われた。

な方法を選び、所得税の減免を受けることができる。

## （２）阪神・淡路大震災への対応（平成７年）

平成７年１月１７日に発災した阪神・淡路大震災に際しては、税制面での対応として、災害減免法等に基づく租税減免や納税猶予に加え、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成７年法律第１１号）による対応がなされた。具体的には、①雑損控除及び災害減免法による減免を平成６年分の所得税から適用することを可能とする、②震災による事業用資産の損失について、平成６年分の事業所得の計算上、必要経費に算入することを認めるなどの措置が講じられた。また、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（平成７年法律第１０号）により、災害減免法による減免の適用所得要件を６００万円から１、０００万円に引き上げる措置も講じられた。

## （３）東日本大震災への対応（平成２３年）

平成２３年３月１１日に発災した東日本大震災に際しても、特例法の制定による対応がなされた。まず、税制措置の第一弾として、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）が制定され、①雑損控除及び災害減免法による減免を平成２２年分の所得税から適用することを可能とし、雑損控除の繰越し可能期間を５年とする、②震災による事業用資産の損失について、平成２２年分の事業所得の計算上必要経費に算入することを認めるなどの措置が講じられた。その後、第二弾の税制措置として、復旧・復興の状況等を踏まえた更なる税制上の対応が取られた。東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成２３年法律第１１９号）により、①住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例、②復興特別区域に係る税制上の特例措置（所得税、法人税）等が講じられた<sup>９</sup>。

## （４）災害税制の常設化（平成２９年度税制改正）

東日本大震災後も、台風、豪雨等の自然災害が頻発した。平成２８年４月１４日及び１６日に発災した平成２８年熊本地震においては、特例法の制定による税制措置は採られず、既存の法律に基づく租税減免、納税猶予等の措置が適用された。平成２９年度税制改正において、近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、これまで災害ごとに特別立法等で手当てしてきた対応を常設化することとなった。なお、これまでの特別立法等による対応が災害の種類や規模のほか地域性を踏まえていることから、全てを一律に制度化するものではなく、個別の災害の事情・特性に左右されない措置について制度化された。

---

<sup>９</sup> また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源について、次の世代に先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯して確保する観点から、復興特別所得税、復興特別法人税の創設等を内容とする、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成２３年法律第１１７号）が制定された。

常設化された税制措置は、全ての災害に適用される措置のほか、災害を指定して適用される措置もあり、主なものとして、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）<sup>10</sup>の対象となる災害に適用される措置、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）<sup>11</sup>の対象となる災害（以下「特定非常災害」という。）に適用される措置、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）<sup>12</sup>の仕組みを前提としている措置がある。

#### （５）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（令和２年）

新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき<sup>13</sup>、緊急事態宣言が発出され、外出の自粛や営業時間の短縮が要請されるなど、我が国社会経済に甚大な影響が生じた。そこで、新型コロナ及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされ、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）が制定された。具体的には、①無担保かつ延滞税なしで１年間納税を猶予する特例や、②欠損金の繰戻しによる還付の特例、③文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の特例などが措置された。

#### （６）令和６年能登半島地震への対応（令和６年）

令和６年能登半島地震に際しては、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が１月１日と令和５年分所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和５年分所得税について、特別な措置を講ずることとされた<sup>14</sup>。具体的には、令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和６年法律第１号）が制定され<sup>15</sup>、雑損控除、被災事業用資産等の損失の必要経費算入、災害減免法の所得税の減免について、令和５年分の所得に適用できることとされた。

<sup>10</sup> 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

<sup>11</sup> 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立ての手数料の特例及び景観法（平成16年法律第110号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めている。

<sup>12</sup> 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

<sup>13</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和２年法律第４号）により、令和元年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施することが可能となった。

<sup>14</sup> 「令和６年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置について」（令和６年２月２日閣議決定）

<sup>15</sup> 同法では、令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震による災害を「令和６年能登半島地震災害」と定義している。

図表 1 災害等に係る税制措置に関する特例法

	発災日	特例法		
		国会提出日	可決・成立	公布・施行
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	2月17日	2月17日	2月20日
東日本大震災	平成23年3月11日	(第1弾) 4月19日	4月27日	4月27日
		(第2弾) 11月4日	12月7日	12月14日
新型コロナウイルス感染症		令和2年4月27日	4月30日	4月30日
令和6年能登半島地震	令和6年1月1日	2月16日	2月21日	2月21日

(出所)筆者作成

### 3. 現行の災害税制

現行制度における災害の被災者等に対する税制上の支援措置は、雑損控除、災害減免法による規定、平成29年度税制改正において常設化された措置を中心として、図表2のとおりである。以下、税目ごとに主なものを解説する<sup>16</sup>。

図表 2 災害の被災者等に対する税制上の主な支援措置

全ての災害に適用される措置	災害を指定して適用される措置
<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申告等の期限の延長(国税庁が地域と期日を指定等)</li> <li>財産の損失を受けた場合等の納税の猶予</li> </ul> <p><b>【所得税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予定納税の減額等</li> <li>雑損控除の3年間繰越</li> <li>住宅等が被害を受けた場合の所得税の減免</li> <li>被災事業用資産等の損失の3年間繰越</li> <li>住宅ローン減税の適用継続</li> <li>財形住宅・年金貯蓄の災害等による目的外払出しの非課税</li> </ul> <p><b>【法人税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の損害・評価損の損金算入、10年間の繰越控除</li> <li>災害損失の繰戻しによる法人税額の還付</li> <li>仮決算の中間申告による利子・配当等の源泉所得税の還付</li> </ul> <p><b>【資産税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財産が被災した場合の相続税・贈与税の免除等</li> <li>相続時精算課税の財産が被災した場合の課税価格の特例措置</li> <li>事業承継税制の雇用確保要件の免除等</li> <li>延納・物納の申請に係る準備期間等の特例</li> <li>山林の相続税の猶予等における規模拡大要件の緩和</li> <li>住宅取得等資金の贈与税の居住要件の免除等</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売業者の保管自動車が被災した場合の自動車重量税の還付</li> <li>被災酒類等の酒税等の控除・還付</li> <li>被災酒類の酒税の控除・還付方法の特例</li> </ul>	<p>●被災者生活再建支援法の対象となる災害に適用される措置</p> <p><b>【所得税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の重複適用</li> </ul> <p><b>【資産税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者が取得した住宅取得等資金の贈与税の特例措置</li> <li>被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の請負等の印紙税の非課税</li> <li>被災自動車に係る自動車重量税の特例還付</li> </ul> <p>●特定非常災害特別措置法の対象となる災害に適用される措置</p> <p><b>【所得税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雑損控除の5年間繰越</li> <li>被災事業用資産等の損失の5年間繰越</li> <li>買換資産の取得期間等の延長の特例(法人税も同様)</li> </ul> <p><b>【法人税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災代替資産等の特別償却(建物等)(所得税も同様)</li> </ul> <p><b>【資産税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等</li> </ul> <p><b>【消費税】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税事業者選択届出書の提出等に係る特例</li> <li>簡易課税制度選択届出書の提出等に係る特例</li> <li>インボイス発行事業者の登録取消しの特例</li> </ul> <p>●激甚災害法の仕組みを前提としている措置</p> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別貸付の印紙税の非課税</li> </ul>

(出所)財務省資料を基に作成

<sup>16</sup> なお、現在でも、東日本大震災の被災者に対する措置や新型コロナウイルス感染症に係る税制上の措置が適用される場合もある。

## (1) 共通事項

### ア 申告期限の延長

災害など納税者の責めに帰さないやむを得ない理由<sup>17</sup>により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付等の期限までに、これらの行為をすることができないと認められるときは、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、その期限が延長される（国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条）。申告期限の延長には、①地域指定、②対象者指定、③個別指定による期限延長の3つの方法がある。①の地域指定による期限延長は、都道府県の全部又は一部にわたり、災害その他やむを得ない理由により申告等ができないと認めるとき、国税庁長官が地域及び期日を指定する。②の対象者指定による期限延長は、災害その他やむを得ない理由により、電子申告その他の特定の税目に係る申告等を行うことができないと認められる者が多数に上ると認めるとき、国税庁長官が対象者の範囲及び期日を指定する<sup>18</sup>。いずれの場合も指定され次第、官報で周知され、対象となる納税者は、期限延長の申請手続を特別に行うことなく、申告、納付等の期限が延長される。地域指定がされた例は、東日本大震災以降7件あり<sup>19</sup>、対象者指定がされた例は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からの期限延長がある。③の個別指定による期限延長は、災害その他やむを得ない理由が個別の納税者にあるときは、納税者の申請により、税務署長などが期日を指定するものである。①又は②の対象にならない納税者であっても、所轄の税務署長に対して個別に申請することで期限の延長を受けることができる。また、①又は②の対象者が、その延長後の期限までに申告、納付等を行うことができない場合でも、所轄の税務署長に対して個別に申請することで期限の延長を受けることができる。

### イ 納税の猶予（図表3）

納税者が災害により被害を受けた場合には、一定の国税について納税の猶予を受けることができる。納税の猶予には、①納期限の到来していない国税を対象とした、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予（同法第46条第1項。以下「災害による納税の猶予」という。）、②災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予（同条第2項。以下「災害等に基づく納税の猶予」という。）がある<sup>20</sup>。①の災害による納税の猶予が受けられるのは、災害により全積極財産のおおむね20%以上の損失を受けた納税

<sup>17</sup> ①地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害、②火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害、③申告等をする者の重傷病、申告等に用いる電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実とされている（国税通則法基本通達（徴収部関係）第11条関係1）。

<sup>18</sup> 近年、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）の利用率が増加してきており、申告期限間際に、e-Taxにシステム障害が生じた場合、申告期限までに多数の納税者がe-Taxを使用して電子申告ができなくなるおそれがあることから、平成29年度税制改正において、対象者指定による期限延長が措置された。

<sup>19</sup> 東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震。令和6年能登半島地震では、石川県及び富山県が対象地域として指定された。

<sup>20</sup> 一般的な納税の猶予として、②の災害等に基づく納税の猶予のほかに、確定手続等が遅延した場合の納税の猶予がある（同条第3項）。

者で、損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税が対象となる。②の災害等に基づく納税の猶予は、災害等のほか、納税者又は納税者と生計を一にする親族の病気、事業の休廃業等も猶予の対象に含まれる。いずれの猶予の場合も、納税者が納税の猶予申請書を提出する必要があることは共通しているが、猶予金額や猶予期間、担保の有無には違いがある。納税の猶予が認められると、猶予期間中は新たに督促及び滞納処分をすることができず、既に差し押さえた財産がある時は納税者の申請により差押えを解除することができるほか、延滞税が最大全額免除される等の効果がある。

図表3 納税の猶予

	災害による納税の猶予 (国税通則法第46条第1項)	一般的な納税の猶予(※1)のうち、 災害等に基づく納税の猶予 (国税通則法第46条第2項)
<b>猶予の要件</b>	<p>【猶予該当事実】 震災、風水害、落雷、火災などの災害により、納税者がその財産につき相当な損失(※2)を受けたこと。</p> <p>【対象国税】 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税で、次のもの。 ①災害のやんだ日等以前に納税義務の成立した国税(消費税及び政令で定めるものを除く。)で、その納期限が損失を受けた日以後に到来するものうち、納税の猶予の申請の日以前に納付すべき税額が確定したもの。 ②災害のやんだ日以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税で、その納期限が損失を受けた日以後に到来するものうち、納税の猶予の申請の日以前に納付すべき税額が確定したもの。 ③予定納税に係る所得税、中間申告に係る法人税及び地方法人税、中間申告に係る消費税などで、これらの納期限が損失を受けた日以後に到来するもの。</p> <p>【納税者からの申請】 納税者から、災害のやんだ日の翌日から起算して2月以内に納税の猶予申請書の提出があること。</p>	<p>【猶予該当事実】 ①災害等(納税者の財産が災害(震災、風水害、落雷、火災、地すべり、干害、冷害、噴火など)又は盗難に遭ったこと) ②病気等、③事業の休廃止、④事業に係る著しい損失、 ⑤①～④に類する事実があったこと</p> <p>【納付困難】 上記の猶予該当事実のため、その納付すべき国税を一時に納付できないこと。</p> <p>【納税者からの申請】 納税者から納税の猶予申請書の提出があること。 なお、納期限の前後又は滞納処分の開始の有無を問わず、いつでも提出できる。</p>
<b>猶予する金額</b>	申請した国税の全部又は一部	その事実により納付すべき税額を一時に納付することができないと認められる金額を限度(納付能力を調査して判定)
<b>猶予する期間</b>	税務署長は、納税者の納付能力を調査することなく、被害のあった財産の損失の状況及び財産の種類を勘案して、納期限から1年以内の期間を定める(損失の割合が50%を超える場合は1年、20%から50%までの場合は8月を基準とする。)	原則として猶予を始める日から起算して1年以内 (個々の納税者に対する具体的な猶予期間は、将来における納付能力を調査し、1年を限度として、納税者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予に係る国税を完納することができる最短の期間である。)
<b>猶予期間の延長</b>	猶予期間の延長は不可。ただし、新たに申請書を提出して「一般的な納税の猶予」を受けることができる。	猶予期間内に、やむを得ない理由により猶予金額を納付できないと認められるときは、納税者の申請により猶予期間を延長することができる。ただし、延長できる期間は、既に認めた猶予期間と合わせて2年を超えることができない。
<b>猶予に伴う担保</b>	不要	必要 (猶予金額が100万円以下、猶予期間が3か月以内又は担保を徴することができない特別の事情がある場合を除く。)

※1 ほかにも、確定手続等が遅延した場合の納税の猶予がある(国税通則法第46条第3項)。

※2 「相当な損失」とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合がおおむね20%以上の場合をいう。

(出所)『税務大学校講本 国税通則法(基礎編)(令和6年版)』を基に作成

## (2) 所得税

### ア 雑損控除及び災害減免法による所得税の減免(図表4)

地震や風水害などの災害によって、住宅や家財、車両に被害を受けた場合には、確定申告において、①所得税法(昭和40年法律第33号)による雑損控除の方法又は、②災害減免法による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選び、所得税の全部

又は一部の軽減を受けることができる。

図表4 雑損控除と災害減免法（所得税）の比較

	雑損控除	災害減免法（所得税）						
損失の発生原因	災害、盗難又は横領による損失	災害による損失						
対象となる資産の範囲等	住宅や家財を含む生活に通常必要な資産（※1）	住宅又は家財の損失額（※2）が、その価額の2分の1以上である場合						
控除額の計算又は所得税等の軽減額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額。 ① 損失額（※2）－所得金額の10分の1 ② 損失額（※2）のうちの災害関連支出の金額－5万円 （注）「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいう。	軽減免除額は以下のとおり。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税等の軽減免除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税等の軽減免除額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1軽減
その年分の所得金額	所得税等の軽減免除額							
500万円以下	全額免除							
500万円超 750万円以下	2分の1軽減							
750万円超 1,000万円以下	4分の1軽減							
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間（特定非常災害の場合は5年間）に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができる。</li> <li>・災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要がある。</li> <li>・災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除く。）、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の納税者に限る。</li> <li>・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられない。</li> </ul>						

※1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはならない。なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいう。

※2 資産に生じた損害金額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額をいう。

（出所）国税庁ウェブサイトを基に作成

### （ア）雑損控除

居住者又はその者と生計を一にする親族（その年分の総所得金額等が48万円以下の者）の有する資産について、災害等によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合に、災害等による損失が生じた年分の所得税の計算上、一定の方法により計算した金額を「雑損控除」として総所得金額等から所得控除できる（所得税法第72条）。雑損控除が適用される損失の発生原因は、災害<sup>21</sup>、盗難、横領に限られており<sup>22</sup>、雑損控除の対象となる資産は、原則として生活に通常必要な資産である。棚卸資産、事業用固定資産、繰延資産、山林及び生活に通常必要でない資産<sup>23</sup>は、対象とならない。

雑損控除の金額は、①（損害金額<sup>24</sup>＋災害等関連支出の金額<sup>25</sup>－保険金等の額<sup>26</sup>）－（総所得金額等）×10%又は、②（災害関連支出の金額<sup>27</sup>－保険金等の額）－5万円のいずれ

<sup>21</sup> ①震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害、②火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、③害虫などの生物による異常な災害

<sup>22</sup> 雑損とは、納税者の意思に基づかない損失であると解され、詐欺や恐喝の場合には雑損控除は受けられない。

<sup>23</sup> ①競走馬その他射こう的行為の手段となる動産、②主として趣味、娯楽又は保養の目的で所有する不動産、③主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産、④生活の用に供する動産で、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等

<sup>24</sup> 損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額をいう。

<sup>25</sup> （ア）災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額など、（イ）盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のための支出などをいう。

<sup>26</sup> 災害などに関して受け取った保険金や損害賠償金などの金額をいう。

<sup>27</sup> 前掲脚注25のうち、（ア）をいう。

か多い方の金額となる。

災害等による損失が生じた年分の総所得金額等から控除しきれない部分の金額（雑損失の金額）については、翌年以後3年間の繰越控除が認められている（雑損失の繰越控除（同法第71条））。また、令和5年度税制改正において、被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前のように生活の糧を得るまでに時間を要するような災害の被災者に特に配慮する観点から、特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越控除期間について5年間に延長された（同法第71条の2）。

#### （イ）災害減免法

災害<sup>28</sup>によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金などにより補填される金額を除く。）がその時価の2分の1以上で、かつ、災害に遭った年の合計所得金額が1,000万円以下の場合、その災害による損失額について雑損控除の適用を受けない場合は、災害減免法によりその年分の所得税の軽減免除が受けられる（同法第2条）。軽減免除額は、合計所得金額により決まっており、減免を受けた翌年分以降は減免を受けられない。

#### イ 被災事業用資産等の損失の繰越

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者は、その損失の金額（保険金などにより補填される部分の金額を除く。）を事業所得等の金額の計算上、必要経費（所得税法第37条）に算入することができる（同法第51条）。また、損益通算の対象となる損失の金額<sup>29</sup>のうち、他の各種所得の金額との間において損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない金額（純損失の金額）が生じた場合、青色申告者<sup>30</sup>は純損失の金額の全てを、白色申告者は純損失の金額のうち変動所得<sup>31</sup>の金額の計算上生じた損失の金額と被災事業用資産の損失<sup>32</sup>の金額を、純損失を生じた年の翌年から3年間の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上、控除することが認められている（純損失の繰越控除（同法第70条））。特定非常災害で要件を満たす場合には、5年間の繰越控除が認められている（同法第70条の2）<sup>33</sup>。

<sup>28</sup> 震災、風水害等の天災のほか、火災等の人為的災害で自己の意思によらないものをも含むものとされ、失火を含むが自己の放火を含まないとされている（国税庁申告所得税個別通達「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（所得税関係）の取扱方について」（昭27.7.25））。

<sup>29</sup> 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額

<sup>30</sup> 一定の帳簿書類を備付け、それに基づいて正確に所得を計算する納税者について税法上の特典を与えることを内容とする「青色申告制度」が設けられている（同法第143条）。青色申告をすることができるのは、不動産所得、事業所得、山林所得のある者である。

<sup>31</sup> 事業所得又は雑所得のうち、自然現象その他の条件により年々の所得が大幅に変動する所得で、具体的には、①漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、②はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝を含む。）の養殖から生ずる所得、③原稿若しくは作曲の報酬に係る所得又は④著作権の使用料に係る所得をいう。

<sup>32</sup> 災害によって棚卸資産、事業用固定資産等について生じた損失で、変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

<sup>33</sup> 令和5年度税制改正において、①保有する事業用資産等のうち、特定非常災害により生じた損失（特定被災事業用資産の損失）の割合が10%以上である場合、青色申告者についてはその年に発生した全純損失の繰越しを5年間、白色申告者については被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額の繰越しを5年間認める、②特定被災事業用資産の損失の割合が10%未満の場合には、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額の繰越しを5年間認めることとされた。

### ウ 住宅ローン減税の適用の特例（平成29年度改正）

住宅ローン控除は、個人が一定の要件を満たす住宅の取得等をして自己の居住の用に供した場合において、住宅借入金等を有するときは、居住年以後一定の控除期間（13年又は10年）にわたって、その者の住宅借入金等の年末残高（住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を超える場合には、借入限度額）の一定割合（0.7%）の金額を各年の所得税額から控除することができる制度である。

住宅ローン控除は、自己の居住用家屋の取得を促進する観点から措置されているものであり、家屋を取得等の日から6か月以内に自己の居住の用に供し、居住日以後その年の年末まで引き続き居住の用に供している年に限り、適用を受けることができる。一方、住宅ローン控除の適用を受けていた者が災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合にも、災害がなければその控除の適用を受けることができた期間について継続して住宅ローン控除の適用を受けることができる特例措置が設けられている。

また、被災者生活再建支援法の対象となる災害に適用される措置として、居住の用に供することができなくなった従前家屋の新築取得等に係る住宅ローン控除と新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅ローン控除を重複して適用することができる。

## （3）法人税

### ア 資産の損害・評価損の損金算入、10年間の繰越控除

法人税法（昭和40年法律第34号）では、法人税について、法人の事業活動によって得た各事業年度の所得の金額を課税標準とし、各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額としている（同法第22条第1項）。災害等による損失の額も損金として認められ、法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合で、その被災に伴い損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入される（同条第3項第3号）。具体的には、①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失、②損壊した資産の取壊し又は除去のための費用、③土砂その他の障害物の除去のための費用が損金の額に算入される。

また、法人の有する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができる（同法第33条第2項）。

法人税の税額の計算は、事業年度ごとに区切って行うため、前期以前に生じた欠損金額<sup>34</sup>を当期の損金の額に算入することは原則的には認められないが、例外として、欠損金の繰越控除制度がある。確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の日前10年<sup>35</sup>以内

<sup>34</sup> 欠損金額とは、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額が益金の額を超える場合の、その超える部分の金額をいう（同法第2条第19号）。

<sup>35</sup> 平成30年4月1日以前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は9年。

に開始した事業年度で青色申告書<sup>36</sup>を提出した事業年度に生じた欠損金額は、各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入される（同法第57条）<sup>37</sup>。災害による損失金の繰越しについては、法人の有する棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係る欠損金額（以下「災害損失欠損金額」という。）がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その事業年度から10年間にわたって繰り越して控除される（同法第58条）。

#### イ 災害損失の繰戻しによる法人税額の還付（平成29年度税制改正）

法人税法では、欠損金の繰戻し還付が認められているが（同法第80条）<sup>38</sup>、我が国の厳しい財政事情等を背景に中小事業者等を除き、その適用が停止されている（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第66条の12）。しかし、被災した企業については、緊急的なキャッシュフロー対策が必要であることから、災害により生じた欠損金に着目し、過年度に納付した法人税を還付する制度が常設化されている。具体的には、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6か月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書又はその中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前1年（青色申告書を提出する場合には、前2年）以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができる（法人税法第80条第5項）。

#### ウ 仮決算の中間申告による利子・配当等の源泉所得税の還付（平成29年度税制改正）

法人が利子や配当を受け取る際には、所得税の源泉徴収が行われる。この源泉徴収された所得税は、法人にとっては法人税の前払の性質を有するものであることから、二重課税の排除を目的として、各事業年度の確定法人税額から控除できるとされている（同法第68条）。被災した企業の緊急的な手元資金に対する配慮の観点から、仮決算の中間申告<sup>39</sup>の段階でも還付することができる措置が講じられている。法人の災害のあった日から同日以後6か月を経過する日までに終了する中間期間において生じた災害損失金額（災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のもの）がある場合には、そ

<sup>36</sup> 法人が法人税法の定めるところに従って、一定の帳簿書類を備付け、これに日々の取引を正確に記録し、納税地の所轄税務署長に青色申告の承認申請をして、その承認を受けた場合は青色申告書を提出することができる「青色申告制度」が設けられている（同法第121条第1項）。

<sup>37</sup> 損金の額に算入される欠損金に相当する金額は、中小法人等については各事業年度の所得の金額とされ、その全額が対象となる。中小法人等以外の法人については、繰越欠損金の損金算入をする前における各事業年度の所得の金額の50%を限度として損金の額に算入することとされている。

<sup>38</sup> 欠損金の繰戻し還付は、確定申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合、繰越欠損金として翌期以降10年間にわたって控除するのに代えて、その欠損金額を前1年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の所得金額に対する法人税額の還付を受けるものである。この還付を受けるには、還付所得事業年度から欠損金額が生じた事業年度（欠損事業年度）まで連続して青色申告書を提出していることが必要である（同条第1項～第3項）。

<sup>39</sup> 中間申告は、事業年度の間時点で納税するための手続で、前事業年度実績を基準とする中間申告（予定申告）と仮決算に基づく中間申告の2種類があり、いずれかを選択することができる。仮決算に基づく中間申告とは、事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして仮決算を行い、提出期限までに中間申告をすることをいう。

の中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額について、その災害損失金額を限度に還付を受けることができる（同法第72条、第78条）。

## エ 被災代替資産等の特別償却（建物等）（平成29年度税制改正）

被災した企業は、事業を継続するため、損傷した資産の補修や、滅失又は損壊した資産の再取得が必要となる。修繕に要する費用は原則として支出時に損金算入されるが、新たに取得する資産については、資産として計上する必要がある。特定非常災害により滅失又は損壊した資産に代わるものとして取得等する資産について特別償却ができるようにすることにより、被災した企業の負担を軽減する制度が設けられている。具体的には、法人が、特定非常災害の発生日から、当該発生日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、その災害に基因してその事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。）、構築物若しくは機械装置の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合又は建物、構築物若しくは機械装置の取得等をして被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額に、区分ごとの償却率<sup>40</sup>を乗じた金額の特別償却ができる（所得税についても同様の措置が講じられている。）。

## （4）資産税

### ア 財産が被災した場合の相続税・贈与税の免除等（災害減免法）（図表5）

相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産（以下「相続財産等」という。）について災害により甚大な被害<sup>41</sup>を受けた場合は、災害減免法により相続税又は贈与税が減免される。申告期限前に被害を受けた場合は、相続財産等の価額からその被害を受けた部分の価額（保険金等

図表5 相続税又は贈与税の災害減免措置

で補填された金額を除く。）を控除した金額を相続税又は贈与税の課税価格に算入し（同法第6条）、申告期限後に被害を受けた場合は、その被害のあった日以後において納付すべき相

1. 申告期限前に災害により被害を受けた場合（課税財産価額が減額される場合）  
相続税等の課税価格に算入する額は、次の算式により計算した金額となる。

$$\boxed{\text{相続財産又は受贈財産の価額}} - \boxed{\text{被害を受けた部分の価額}} = \boxed{\text{相続税又は贈与税の課税価格に算入する価額}}$$

2. 申告期限後に災害により被害を受けた場合（税額が免除される場合）  
被害にあった日以後に納付すべき相続税等のうち、次の算式により計算した税額が免除される。

$$\boxed{\text{被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額}} \times \frac{\boxed{\text{被害を受けた部分の価額}}}{\boxed{\text{課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税の場合は、債務控除後の価額）}}} = \boxed{\text{免除される相続税額又は贈与税額}}$$

（出所）国税庁「相続税又は贈与税の災害減免措置について（令和6年1月）」を基に作成

<sup>40</sup> 発災日から3年目までは、建物又は構築物が15%（中小企業者等の場合は18%）、機械装置が30%（同36%）、発災日から4、5年目は、建物又は構築物が10%（同12%）、機械装置が20%（同24%）。

<sup>41</sup> 甚大な被害とは、次のいずれかの要件に該当する場合をいう。①相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税については債務控除後の価額）のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること、②相続税等の課税価格の計算の基礎となった動産等（動産（金銭及び有価証券を除く。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除く。）及び立木をいう。）の価額のうち当該動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

続税又は贈与税のうち、その被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除される（同法第4条）。被害を受けた部分の価額は、個々の相続財産等ごとに被害割合（被害の程度）<sup>42</sup>を乗じて算出される。

#### イ 相続時精算課税の財産が被災した場合の課税価格の特例措置（令和5年度税制改正）

相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の父母又は祖父母など（特定贈与者）から、18歳以上の子又は孫など（相続時精算課税適用者）に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度である。贈与時に軽減・簡素化された贈与税（特定贈与者ごとに累積贈与額2,500万円までは非課税、超えた部分に一律20%課税）を納付し、相続時にその累積した贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その差額を納付することで、相続税・贈与税の精算を行う（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の9～第21条の18）<sup>43</sup>。平成15年度税制改正で創設されたが、利用件数が低迷しており<sup>44</sup>、その要因の一つとして、贈与により取得した財産が災害等により滅失し財産価値が著しく低下した場合においても、その財産の贈与時の価額を基に相続税の課税対象となる点が指摘されていた。

そこで、令和5年度税制改正において、災害で一定以上の被害を受けた場合には、相続時に再計算できることとされた<sup>45</sup>。具体的には、相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって相当の被害<sup>46</sup>を受けた場合において、相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、土地又は建物の贈与の時における価額からその災害により被害を受けた部分に対応するものとして計算した金額を控除した残額が、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算又は算入されることとされた。

#### ウ 事業承継税制の雇用確保要件の免除等（平成29年度税制改正）

法人版事業承継税制（一般措置）は、中小企業の後継者がその会社の非上場株式等を先代経営者から相続又は贈与等により取得した場合に、相続税又は贈与税の納税を猶予（後継者の死亡等の場合は免除）する制度である。本制度を利用するためには、承継後5年間で平均8割の雇用維持を求める雇用確保要件等のいくつかの要件を満たす必要があるが、災害等により事業所等が被災した場合や経営環境が激変した場合であっても、原則として雇用確保要件等が課されていたことから、制度の利用を躊躇する要因となっているとの指摘があった。そこで、平成29年度税制改正において、災害等の発生前に相

<sup>42</sup> 被害額等が明らかな場合は、被害額（保険金等による補填額を控除した金額）を被害があったときの時価（被害を受ける直前の価額）で除したものを被害割合とする。被害額等が明らかでない場合は、被害状況に応じて「被害割合表」により求めた被害割合が使用される。

<sup>43</sup> 暦年課税制度との選択制であり、相続時精算課税を選択した場合、当該特定贈与者との間で再び暦年課税に変更することはできない。

<sup>44</sup> 令和4年の贈与税申告件数434,135件のうち、相続時精算課税の適用件数は43,429件と約1割である。

<sup>45</sup> あわせて、令和5年度税制改正において、暦年課税制度の基礎控除と同水準である年間110万円までの基礎控除が創設された。

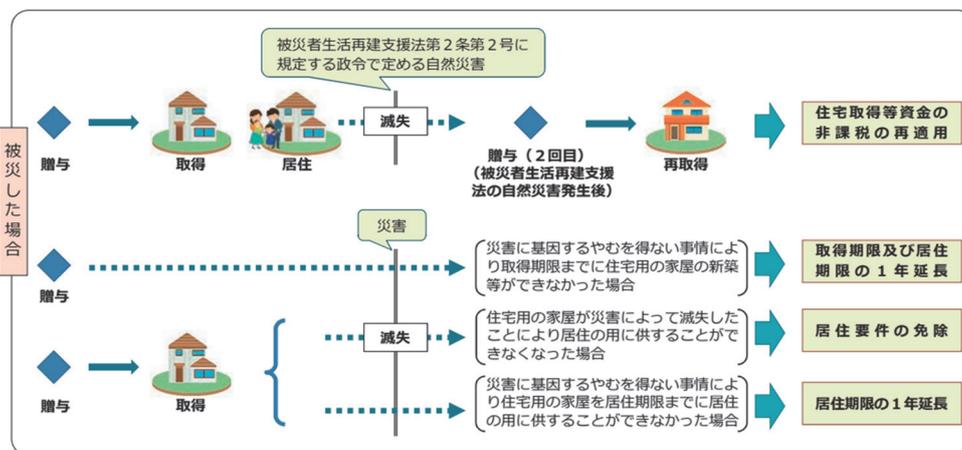
<sup>46</sup> 土地の贈与の時における価額のうちその土地に係る被災価額の占める割合が10分の1以上となる被害、建物の想定価額のうちその建物に係る被災価額の占める割合が10分の1以上となる被害。

続又は贈与等により非上場株式等を取得し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）の認定を受けている中小企業者について、災害による被害を受けた場合や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合には、雇用確保要件等を緩和又は免除する措置や納税猶予税額の免除事由を追加する措置が講じられた<sup>47</sup>。

## エ 住宅取得等資金の贈与税の居住要件の免除等（平成29年度税制改正）（図表6）

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置は、直系尊属（父母、祖父母等）からの贈与により自己の居住の用に供する住宅用家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（住宅取得等資金）の取得をした受贈者（18歳以上、合計所得金額2,000万円以下）が、一定の要件（取得する住宅の面積が40㎡以上240㎡以下など）を満たす場合に、非課税限度額（省エネ等住宅の場合には1,000万円、それ以外の住宅の場合には500万円）までの住宅取得等資金の贈与に係る贈与税が非課税とされる制度である<sup>48</sup>。本制度は、贈与の年の翌年3月15日までに住宅用家屋を新築等し、同年12月31日までにその住宅用家屋で居住することが要件とされているが、その住宅用家屋が災害により滅失等したことによってその居住の用に供することができなかつたときは、居住要件を免除する等の措置が講じられている。また、本制度の適用措置を受けた者の住宅用家屋が、被災者生活再建支援法が適用される災害により滅失等した場合において、再度本制度の適用を受けることができる。

図表6 住宅取得等資金の贈与税の居住要件の免除等



（出所）国税庁「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」等のあらし

<sup>47</sup> なお、平成30年度税制改正において、10年間の時限的措置として、抜本的に拡充された特例措置が設けられた。具体的には、事前に特例承継計画を提出した場合に、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式の最大3分の2まで）を撤廃する、納税猶予割合を80%から100%に引き上げる、最大3人までの後継者への承継を認める、雇用確保要件を弾力化することとされた。特例承継計画の提出は平成30年4月1日から令和8年3月31日まで、適用期限は平成30年1月1日から令和9年12月31日までとなっている。特例措置は雇用確保要件が弾力化されており、災害時の雇用確保要件の緩和の適用対象にならないといった違いがある。

<sup>48</sup> 令和6年度税制改正において、対象となる住宅用家屋の要件が見直されたほか、適用期限が令和8年12月31日まで延長された。

## (5) 消費税

### ア 課税事業者選択届出書の提出等に係る特例（平成29年度税制改正）

小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間における消費税の納税義務が免除されている（事業者免税点制度）。この制度の適用を受ける免税事業者であっても、課税事業者となることを選択することができ<sup>49</sup>、課税事業者を選択したい旨の届出書（以下「課税事業者選択届出書」という。）を提出した場合には、原則として、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から課税事業者となる（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第4項）。

しかし、被災した事業者が課税期間の開始前に届出書を提出できない場合や課税期間の開始後に適用を変更する必要があるなどの不測の事態が生じる可能性もあるため、届出書の提出が遅れた場合でも、課税期間の開始前に提出した場合と同様の効果が生じるようにする措置が講じられている。具体的には、特定非常災害の被災者である事業者が、被災事業者となった日の属する課税期間以後の課税期間につき課税事業者を選択しようとする場合に、課税事業者選択届出書を指定日までに所轄税務署長に提出したときは、その選択しようする課税期間の初日の前日に提出したものとみなされ、当該課税期間から課税事業者となることとされている。また、課税事業者を選択した事業者が、その選択をやめようとする場合に提出する「課税事業者選択不適用届出書」についても同様の措置がある<sup>50</sup>。

あわせて、簡易課税制度<sup>51</sup>に係る「簡易課税制度選択届出書」についても、同様の措置が講じられている。

### イ 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録取消しの特例（令和4年度税制改正）

事業者がインボイスを発行するためには、インボイス発行事業者として登録する必要がある。また、登録取消しを行う場合は、所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（以下「登録取消届出書」という。）を提出することにより、インボイス発行事業者の登録の効力を失わせることができる（同法第57条の2第10項第1号）。この場合、原則として、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなるが<sup>52</sup>、特定非常災害の被災者の場合、特例が設けられている。具体的には、特定非常災害の被災者であるインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限る。）が、国税

<sup>49</sup> 免税事業者が課税事業者になることで、仕入れに係る消費税額が売上げに係る消費税額を上回る場合には、還付申告書を提出することができる。また、令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、インボイスを発行するためには、課税事業者になる必要がある。

<sup>50</sup> 課税事業者を選択した事業者は、原則2年間は免税事業者になることができないが（2年間継続要件）、指定日までに「課税事業者選択届出書」を提出した被災事業者については、これらの制限に関係なく、課税事業者になった後は直ちに「課税事業者選択不適用届出書」を提出することもできる。

<sup>51</sup> 簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して設けられたもので、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度選択届出書を事前に提出した場合、売上げに係る消費税額に、事業区分に応じて定められたみなし仕入率（40～90%）を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除する簡易な計算方式で納付税額を計算する制度である。

<sup>52</sup> 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出した場合。

庁長官が指定する日までに所轄税務署長へ登録取消届出書を提出した場合は、その提出日の翌日からその登録を取り消すことができることとされている。

#### (6) その他

印紙税について、公的貸付機関等・金融機関が激甚災害の被災者等に対して行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置(租税特別措置法第91条の4)や、被災者生活再建支援法の対象となる災害の被災者が代替建物を取得する場合等の建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税措置(同法第91条の2)がある。

また、災害減免法では、自動車の販売業者等の保管自動車が被災した場合の自動車重量税の還付(同法第9条)や、被災酒類等の酒税等の控除・還付(同法第7条)等も規定されている。

### 4. 災害税制に関する主な論点

以上のように、災害税制については、平成29年度税制改正において一定の対応が取られたところではあるが、その後も災害税制の在り方に関する議論が行われている。

#### (1) 雑損控除制度の見直しの必要性

##### ア 繰越控除期間の延長

従来の雑損控除は、その年分の所得金額から控除しきれなかった雑損失の金額について、その損失の生じた翌年以後3年間の繰越控除が認められていたが、令和5年度税制改正で、特定非常災害による損失の場合は、繰越控除期間を5年間に延長することとされた。特定非常災害に限定されるものの、常設の措置として繰越控除期間が延長されたことは評価されているが、繰越控除期間の更なる延長を求める声がある。政府は、現行の雑損控除制度では、災害損失の額を証明する書類の添付を求めていることから、繰越控除期間を延長する場合、適正な執行を担保するための課題があるとして慎重な姿勢を取っている<sup>53</sup>。しかし、東日本大震災に伴う損害について、繰越控除期間が5年間では控除しきれなかった被災者もいるとの指摘がある<sup>54</sup>。また、令和6年能登半島地震の被災地では、同年9月の豪雨により再び被災し、20を超える河川が氾濫し多数の家屋が浸水するなど大きな被害が生じた。災害が激甚化・頻発化する中で<sup>55</sup>、これまで以上に甚大な被害が発生するおそれや、短期間で複数回被災する地域が出てくる可能性もあり、こうした被災者に対して十分な支援を行うためにも、繰越控除期間の延長を検討する必要があるのではないか。

<sup>53</sup> 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第2号8頁(令4.2.4)

<sup>54</sup> 前掲脚注53

<sup>55</sup> 甚大な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されるほか、国土交通省『令和4年版国土交通白書』(4～8頁)では、近年、地球温暖化により異常気象が激甚化・頻発化しており、今後も大雨・短時間強雨が増加することや、日本付近における台風の強度が強まることなどが予測されるとしている。

## イ 所得控除の順序の見直し

所得税の計算の基礎となる課税所得金額は、所得金額<sup>56</sup>から、所得控除の金額を差し引いて算出される。所得金額から所得控除を行う順序は、まず雑損控除を他の所得控除<sup>57</sup>と区分して最初に所得金額から差し引き、次に他の所得控除を同順位に行うこととされている（所得税法第87条第1項）。雑損控除が優先されるのは、他の所得控除と異なり、所得金額から引ききれない場合に、翌年以後3年間（又は5年間）の繰越しが認められているからである<sup>58</sup>。また、政府は、雑損控除は、災害などによって住宅や生活に必要な資産など生活の基盤に損失が生じた場合における直接的な担税力の減殺を調整するもので、必要経費に近い性格を持つとして、人的控除よりも先に控除するのが自然としている<sup>59</sup>。

この点について、人的控除等の他の所得控除を先に控除し、最後に雑損控除を控除するよう、控除の順番を見直すべきとの指摘がある。特に、基礎控除や扶養控除等の人的控除は、所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないという理由に基づくもので、憲法第25条の生存権の保障の租税法における現れとされている<sup>60</sup>。人的控除は、平時か災害時かに関わらず適用されるべきであるが、現行の控除の順番の場合、平時であれば受けられた控除が、災害時で雑損控除の額が多額になるほど、被災した年や翌年以降、受けることができなくなる。控除の順番を見直すことについて、政府は、同じ所得金額、同じ損失の金額を有する納税者の間で世帯構成によって雑損失の繰越額が異なることとなるなど不合理な点が生ずることから、適切ではないという立場である<sup>61</sup>。しかし、生存権の保障とも言える人的控除について、被災したか否かにより、控除を受けられる額が実質的に変わってしまうことの方が不合理ではないか。昨今大規模災害が頻発している状況でもあり、例えば、特定非常災害により生じた損失に限り控除の順番を見直すことも検討に値しよう<sup>62</sup>。

## ウ 繰戻し還付制度の創設

雑損失についても繰戻し還付を認めるべきとの主張もある<sup>63</sup>。3. (3) イで触れたとおり、法人税においては災害損失欠損金の繰戻し還付が措置されており、所得税でも青色申告者は純損失の繰戻し還付を請求できる（所得税法第140条）。政府は、繰戻し還付は一度完結した課税関係を事後的に変更するもので、法律関係の安定性の観点から、継続的な記帳、申告を行う青色申告者に限り例外的に認めていると説明している<sup>64</sup>。災害税

<sup>56</sup> 所得は、その性質により10種類（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得）に区分され、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲、所得の計算方法などが定められている。

<sup>57</sup> 医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除

<sup>58</sup> 『税務大学校講本 所得税法（基礎編）（令和6年度版）』116頁

<sup>59</sup> 災害損失控除の創設等に関する質問に対する答弁書（内閣衆質200第96号、令元. 12. 3）

<sup>60</sup> 金子宏『租税法 第24版』（弘文堂、令和3年）210頁

<sup>61</sup> 前掲脚注59

<sup>62</sup> 日本税理士会連合会「令和7年度税制改正に関する建議書」（令和6年6月27日）4頁

<sup>63</sup> 第213回国会参議院財政金融委員会会議録第1号5頁（令6. 2. 21）

<sup>64</sup> 前掲脚注63

制においては、青色申告書の提出を要件としていないものもあるように、雑損失についても弾力的な対応を認める余地があるのではないかと考えられる。また、繰戻し還付を認めることで、被災者にとって当面必要な生活資金等の確保につながり、早期の生活基盤の立て直しに資することも期待される。

## エ 災害損失控除の創設

雑損控除から災害による損失控除を独立させる、いわゆる「災害損失控除」の創設を求める声もある<sup>65</sup>。雑損控除は、災害のほか、盗難、横領も対象としているが、災害による損失は、住宅が全壊するなどその他の損失に比べて多額になる傾向がある。また、災害の場合、被災地域の経済基盤が回復するまで相当の期間を要し、その間は被災者の収入が低迷するなどの影響が生じることも考えられ、盗難や横領よりも手厚い措置を講ずる必要がある<sup>66</sup>。政府は、雑損控除とは別の配慮として災害減税法による所得税の軽減、免除措置もあることや<sup>67</sup>、令和5年度税制改正で、特定非常災害の場合の繰越控除期間を延長する措置を講じていることを答弁している<sup>68, 69</sup>。しかし、災害減税法は雑損控除よりも適用要件が厳しく、申告者も少ない(図表7)。災害減税法があるからといって、災害損失控除の創設が必要ないとは言えないのではないかと考えられる。

図表7 雑損控除及び災害減税法(所得税)の申告件数等(平成22年分以降)

		(年分)												
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
雑損控除	人員(人)	5,856	31,667	11,416	6,814	5,592	4,396	8,379	5,141	8,039	6,527	4,262	3,747	3,677
	控除金額(百万円)	2,481	21,262	6,075	4,010	2,799	2,328	6,908	3,048	4,393	3,962	2,424	2,064	2,035
災害減税法 (所得税)	人員(人)	46	2,067	79	95	149	113	1,347	205	870	930	451	513	562
	減免額(百万円)	5	287	8	8	15	16	162	20	81	106	37	42	58

(出所)『申告所得税標本調査』及び『国税庁統計年報書』を基に作成

また、雑損控除と災害減税法は、納税者にとってどちらの方が有利になるかの判断が難しいとの指摘が度々なされている<sup>70</sup>。被災後は、生活の再建などが優先され、税務処理に時間を取る余裕もなく、確定申告に不慣れな被災者が多いことも想定される。災害時の税制上の対応として、雑損控除と災害減税法による所得税の減免措置の2つの制度を存置することが必要なのかという点も含め、被災者にとって使いやすく十分な救済内容の制度となるよう見直すことも一案ではないかと考えられる。

<sup>65</sup> 日本税理士会連合会は「平成25年度税制改正に関する建議書」(平成24年6月28日)から、「令和5年度税制改正に関する建議書」(令和4年6月29日)まで、毎年災害損失控除の創設を要望していた。

<sup>66</sup> 東北税理士会「令和7年度税制改正建議書」12頁など

<sup>67</sup> 前掲脚注53

<sup>68</sup> 第211回国会衆議院財務金融委員会議録第2号16頁(令5.2.10)

<sup>69</sup> また、政府は、高価な美術品や宝石など帳簿上明確でない損失について損失額を確定する仕組みをどうするか等の論点があり、納税者間の公平性が損なわれるおそれがあることから慎重に検討する必要がある旨答弁している(第208回国会参議院財政金融委員会議録第3号8頁(令4.3.15))。

<sup>70</sup> 第213回国会参議院財政金融委員会議録第4号11頁(令6.3.21)など

## （２）特例法の制定について

これまで特例法が制定された３つの災害の共通点として、発災日が確定申告時期に近接していることが挙げられる。所得税は暦年課税であり、毎年１月１日から１２月３１日までの１年間に生じた所得について、翌年の２月１６日から３月１５日までの間に確定申告を行い、所得税を納付することとなっている（所得税法第１２０条第１項、第１２８条）。令和６年能登半島地震の場合、令和６年１月１日に発災した災害の損失は、本来であれば、令和６年分所得の計算の際に損失の控除等が適用されるため、令和７年の確定申告において計算されることとなる。しかし、これでは、被災者の支援のための減免措置の適用が被災から１年以上後になってしまうことから、特例法において、雑損控除、被災事業用資産等の損失の必要経費算入、災害減免法の所得税の減免について、令和６年能登半島地震災害に係る損失を令和５年分の所得税の計算の際に適用できることとされた。

特例法を制定して対応するか否かについて、政府は、発生時期や規模など災害の個別の事情を踏まえた対応を行うことが重要としており<sup>71</sup>、明確な基準は示していない。所得税の確定申告期間が終了した直後に発災した場合はどうなるのか、どれくらいの規模の災害であれば特例法が制定されるのか等不明である。常会は毎年１月に召集されるため、確定申告期間の前後は国会が開会しており、立法措置を行える環境ではあるが、迅速な立法に影響を与えかねない災害が起こることも否定できない。災害の規模や発災時期をあらかじめ示し、前年の所得から災害損失を控除できる仕組みを常設化することも検討に値しよう<sup>72</sup>。

## ５．おわりに

災害税制は、平成２９年度税制改正により常設化された。また、本稿では触れていないが、地震保険料控除<sup>73</sup>や中小企業防災・減災投資促進税制<sup>74</sup>など、防災・減災を促進する観点からの税制措置も講じられているところである。ただし、被災者の生活や生業の再建については、税制措置のみで行えるものではなく、財政的な支援等も重要となる。近年、我が国では災害が頻発しており、広範囲で被害が想定される南海トラフ地震等の発生も懸念されている。税制においては、これまでに常設化した措置が被災者にとって使い勝手の良い制度となっているか、被災者の支援に資する十分な内容であるか等の検証を行い、必要に応じて見直しを行う段階にあるのではないか。その上で、税制以外の措置も含めた総合的な支援の在り方について、引き続き検討していく必要がある。

（おの まほ）

<sup>71</sup> 第２１３回国会参議院財政金融委員会会議録第１号４頁（令６.２.２１）

<sup>72</sup> この点について鈴木財務大臣は、所得税制における暦年課税の原則に例外を設けることとなるため、所得税制の原則との関係性等を踏まえて、引き続き議論する必要があるとしている（第２１３回国会衆議院財務金融委員会会議録第２号６頁（令６.２.１６））。

<sup>73</sup> 納税者が、特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

<sup>74</sup> 自然災害等への対策を強化するため、事業継続力強化計画（連携事業継続力強化計画）に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受けた中小企業者が、認定後１年以内に予定していた設備導入を行った場合に、特別償却を適用できる。令和７年度税制改正要望で経済産業省が延長を要望している。